

## 介護保険料を改定しました

令和6年度から令和8年度までの介護保険料の基準額は昨年までのひと月あたり5,600円から5,800円(年額で67,200円から69,600円)に改定させていただきました。これは今後3年間の65歳以上の被保険者数や介護サービス利用見込みなど「明日香村第9期介護保険事業計画」に基づいて決定したものです。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、本人および世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等に基づき、別表の所得段階に応じた保険料の設定をしています。介護や支援が必要になったときに安心して充実したサービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

### 【問い合わせ】

健康づくり課

☎54-5550

所得段階	対象者	基準額に対する割合	
		現行 令和5年度	変更後 令和6年度
第1段階	○生活保護受給者 ○住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	軽減対象 0.3 20,100円	軽減対象 0.285 19,800円
第2段階	○住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	軽減対象 0.5 33,600円	軽減対象 0.485 33,700円
第3段階	○住民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	軽減対象 0.7 47,000円	軽減対象 0.685 47,600円
第4段階	○本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	60,400円	62,600円
第5段階	○本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	67,200円	69,600円
第6段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	80,600円	83,500円
第7段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	87,300円	90,400円
第8段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	100,800円	104,400円
第9段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	114,200円	118,300円
第10段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満		132,200円
第11段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満		146,100円
第12段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満		160,000円
第13段階	○本人が村民税課税で本人の合計所得金額が720万円以上		167,000円

お知らせ

## 買い物支援事業

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。

買い物へでかけてみませんか？

### 【対象者】

70歳以上または障がい者で明日香村在住の方

### 【内容】

- ・あすかデマンド乗合交通の登録、予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬
- ・その他、相談により対応

### 【日程・行き先】

- ①6月12日(水) キリン堂高取店
- ②6月27日(木) イズミヤ檀原神宮前店

いずれも13時30分～15時30分  
(※買い物時間は1時間程度)

【利用料】 500円

### 【申し込み・問い合わせ】

明日香村社会福祉協議会

☎54-2740

## 後期高齢者医療保険料率を改定しました

### ◎令和6・7年度の保険料率

後期高齢者医療制度は、皆さまの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定を行いました。

(現行) 令和4・5年度	
・均等割額	50,500円
・所得割率	9.93%



(改正後) 令和6・7年度	
・均等割額	51,500円
・所得割率	10.55%※

※基礎控除後の所得58万円以下の被保険者は10.06% (R6年度のみ)

### ◎保険料賦課限度額の改定

令和6年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行いました。

これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

・一人当たり 上限額	66万円
---------------	------



・一人当たり 上限額	80万円※
---------------	-------

※障害認定を除いて、R6.4.1以降に資格取得した被保険者以外等は73万円(令和6年度のみ)

### ◎保険料の軽減

#### 【保険料均等割額の軽減】

世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

- 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
- 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯状況で行います。

対象者の所得要件 (同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額) ※1	均等割の軽減割
	令和6・7年度
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等※2の数 - 1) 以下	7割
基礎控除額(43万円) + 29.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数※2 - 1) 以下	5割
基礎控除額(43万円) + 54.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数※2 - 1) 以下	2割

※1 軽減の基準となる「10万円 × (給与所得者数等の - 1)」は世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

※2 一定の給与所得がある方または公的年金等の所得がある方

◎令和6年12月2日に従来の保険証は廃止されます。12月2日以降はマイナ保険証をご利用ください。

【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282

### スマホ講座

スマートフォンをお持ちの方はお気軽にご参加ください。

【日時・内容】 ※全4回

①1回目…7月4日(木)

基本操作・設定(ボタン操作、指の使い方、文字入力、各種設定)

②2回目…7月8日(月)

基本アプリ(電話、住所録、メール、カメラ、QRコード)

③3回目…7月18日(木)

LINE(1)(基本設定、トーク)

④4回目…7月22日(月)

LINE(2)(スタンプ、グループづくり)

・受付…12時30分～13時

・講座…13時～15時30分

【場所】 役場交流棟 交流室2

【対象者】 明日香村在住の方

※全4回の講座に出席可能な方

【定員】 20名(先着順)

【参加費】 無料

【申し込み・問い合わせ】

6月20日(木)までに、住所・氏名・電話番号・スマートフォンの種別(アンドロイドまたはiPhone)を電話でお申し込みください。

NPO法人 電子自治体アドバイザー・クラブ

☎074213618520

月～木曜日…10時～16時

## 国民健康保険税の税率が変わります

### 改正理由

国民健康保険は、病気や怪我をした時に備えて、加入した人たちがお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための助け合いの制度で、被保険者一人ひとりが納める保険税と国や県などが支出する公費で運営されています。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立し、国民健康保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月からそれまでの市町村に加え、奈良県も国民健康保険制度を担うことになりました。

奈良県では国による国保改革に先駆けて県内市町村と連携し、令和6年度からの県内市町村保険水準統一に向けた取組を進めてきました。その結果、奈良県では下記のとおり保険税の税率を改定することとなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

### 改正内容

税額計算の基礎となるもの		平成30年度	令和6年度	改正内容
		改正前	改正後	
医療分	所得割率	7.82%	7.64%	-0.18%
	均等割額	加入者1人当たり 31,000円	加入者1人当たり 27,600円	-3,400円
	平等割額	一世帯当たり 23,800円	一世帯当たり 20,000円	-3,800円
	課税限度額	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者 支援金分	所得割率	2.50%	3.27%	+0.77%
	均等割額	加入者1人当たり 10,200円	加入者1人当たり 11,500円	+1,300円
	平等割額	一世帯当たり 7,800円	一世帯当たり 8,400円	+600円
	課税限度額	22万円	22万円	据え置き
介護納付金分 (40歳から64歳)	所得割率	3.00%	3.03%	+0.03%
	均等割額	加入者1人当たり 20,400円	加入者1人当たり 16,900円	-3,500円
	課税限度額	17万円	17万円	据え置き

お知らせ

### 保険税軽減範囲が拡大されます

令和6年度から低所得世帯の軽減判定所得額が以下のとおり変更になります。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
7割軽減	「基礎控除額(43万円)を超えない世帯
5割軽減	「基礎控除額(43万円) + 29万5千円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯
2割軽減	「基礎控除額(43万円) + 54万5千円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯

※軽減判定は4月1日の世帯の状況で行います。

各加入世帯の国民健康保険税の税額は、7月中旬にお届けする納税通知書でお知らせします。

◎令和6年12月2日に従来の保険証は廃止されます。12月2日以降はマイナ保険証をご利用ください。

【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282

## 個人住民税の定額減税が行われます

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

### 【対象となる方】

○前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

### 【減税額】

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円（配偶者特別控除、専従配偶者、専従者を除く）
- ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
- ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

### 【徴収方法（令和6年度分）】

#### ①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

#### ②普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年9月分）以降の税額から、順次控除されます。

#### ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

### 【その他】

- 減税額については、納税通知書の裏面または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は 内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。  
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。  
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

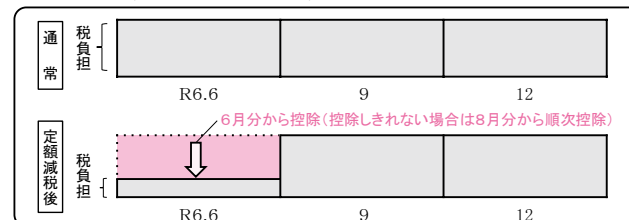
【問い合わせ】 住民課 ☎54-2282

### （定額減税の対象となる方）

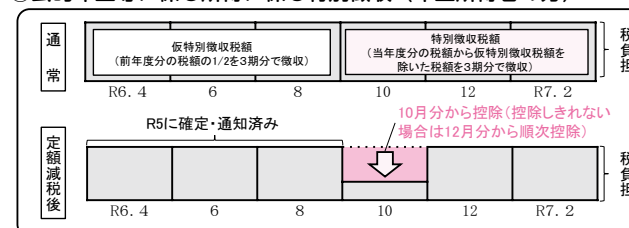
#### ①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）



#### ②普通徴収（事業所得者等の方）



#### ③公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）



## 個人住民税の税制改正

### (1) 森林環境税(国税)の課税

森林環境税とは、森林の整備等に必要なる財源を確保する観点から創設されました。国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。

令和6年度から個人村民税の均等割額と併せて1人年額1,000円が課税されます。

また東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの均等割額1,000円の引き上げが令和5年度で終了します。

森林環境税(国税)と個人住民税均等割の税額

税目	令和5年度まで	令和6年度以降
村民税均等割額	3,500円(注1)	3,000円(注1)
県民税均等割額	2,000円(注1) (内500円は奈良県森林環境税)	1,500円(注1) (内500円奈良県森林環境税)
森林環境税(国税)	-	1,000円
合計	5,500円	5,500円

(注1) 東日本大震災からの復興に関し防災施策に必要な財源の確保のため平成26年度から令和5年度まで均等割額が1,000円引き上げられています。(村民税500円、県民税500円)

### (2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択等の見直し

村民税が特別徴収されている上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、所得税と村民税において異なる課税方式を選択が可能とされてきましたが、令和6年度からは、所得税と村民税の課税方式を一致させることになりました。

※扶養控除や配偶者控除の適用、保険料の算定基準などに影響がある場合があります。

### (3) 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度から、扶養控除等の対象となる国外居住親族の要件が厳格化され、原則として30歳以上70歳未満の親族が扶養控除の適用対象外になりました。ただし、以下の方は扶養控除等の対象とすることができまます。

- ① 留学により国内に住所および居所を有しなくなった者
  - ② 障がい者
  - ③ その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者
- なお、国外居住の配偶者が配偶者控除を受けるための要件について

ては変更ありません。

### 【問い合わせ】

住民課

☎54-22282

## 国民年金のお知らせ

### 日本年金機構職員を装った不審な電話にご注意ください

日本年金機構では、電話でお客様の年金受給額や同居人の有無、預貯金口座番号などをお聞きすることはありませぬ。また、ATMの操作を誘導することもありません。

不審な点がある場合は、その場で回答せずに、相手の言う電話番号ではなく必ず年金事務所代表電話にかけ直してください。

### 【問い合わせ】

桜井年金事務所

☎4210033

## 女性消防団による防火訪問を行います

明日香村女性消防団によるひとり暮らし高齢者の方等を対象に「防火訪問」を実施します。

### 【訪問日】

6月21日(金) 9時~15時頃

### 【対象地域】

高市地区の独居・高齢者世帯等

### 【問い合わせ】

総務財政課

☎54-2001

## 吉野川分水の通水がはじまります

① 吉野川分水施設の用水路・樋門(ひもん)・ゲート等の農業用水利施設にむやみに近づかないでください。

② 水路内へ汚物、木片、石、ゴミ、草等を投げ込まないでください。

③ 村内の河川(飛鳥川、百貫川、戒外川、中の川、高取川、平田川、桧前川等)は急激な流量の増減が予想されますので、水遊び、水泳、魚釣り、土木工事等は十分注意してください。

### 【問い合わせ】

大和平野土地改良区

☎22-2052

## 2024年台湾東部沖地震 救援金を受け付けます

4月3日に台湾の東部沖沿岸において発生したマグニチュード7.4の地震により、台湾全域で被害が報告されています。

日本赤十字社では、台湾赤十字組織が行う救援、復興支援活動および防災減災事業を支援するため、救援金の受付を開始しました。

奈良県支部でも、左記のとおり義援金を受付しています。

皆さまの温かいご支援をよろしくお願います。

**【名称】**

「2024年台湾東部沖地震」

救援金

**【受付期間】**

6月28日（金）まで

**【振込先】**

○銀行振込

□座 南都銀行／南支店／普通

No. 363991

名義 日本赤十字社奈良県支部

※南都銀行窓口には、日本赤十字

社奈良県支部宛の専用振込用紙

を設置しています。

※備考欄に「2024年台湾東部

沖地震」と明記してください。

※三井住友銀行、三菱UFJ銀行、

みずほ銀行、ゆうちょ銀行から

の振り込みは、日本赤十字社奈

良県支部のHPをご覧ください。振

込先をご確認ください。

**【問い合わせ】**

健康づくり課

☎5415550

## てんいち先生



## 消費生活相談から

使っていないサブスクの  
解約忘れに注意しましょう

**《事例》**

パソコンの操作方法を調べるためにネット上で専門家に相談できる有料サイトにトライアル登録し、クレジットカードを決済手段として入力した。

代金は500円だった。質問は解決したが、それ以降、毎月約5千円がクレジットカードから引き落とされていることに数カ月後に気付いた。

解約したいが、契約時に入力した情報を忘れてしまいログインできない。

(70歳代)

**《アドバイス》**

●サブスクリプション（以下「サブスク」という。）とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるといったサービスです。

●サブスクは、トライアル（お試し）を申し込む際にクレジットカードカードの登録が必要で、トライアル期間内に解約しなければ自動的に定額サービスに移行し、支払いが続きます。申し込む前にH

Pなどで利用規約や解約方法をよく確認しましょう。

●解約は、事業者の定める方法で手続きを行う必要があります。申し込み時に登録したパスワード等が必要な場合があるので忘れないようにしましょう。

●利用していないサブスクの請求にすぐ気づけるように、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。

○消費生活相談を実施しています。お店や通販の商品に納得できない、不本意な契約、訪問販売や電話勧誘など消費生活に関するお困りごとがある際は「相談ください。フリーリング・オフのお手伝いも可能です。」

※個人間のトラブルに関する相談および、事業者等団体からの相談はお受けできません。

**【相談日時】**

毎週火曜日（祝日および年末年始を除く。） 13時～16時

**【場所】** 役場 相談室中

**【問い合わせ】**

・明日香村消費生活相談窓口  
☎54122282

・相談日時以外でお急ぎの方は消費者ホットラインへ  
☎1888

※奈良県消費生活センター等につながります。

## 6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。

同委員制度は、人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように擁護していくことが望ましいという考えから創設された、諸外国に例を見ない制度です。

現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村で活動しています。

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

悩み事があればひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

### ●人権擁護委員の特設相談

【日時】 6月6日(木) 13時～15時

【場所】 中央公民館

【料金】 無料

【問い合わせ】

住民課

☎54-22282

※通常の相談日は毎月第2木曜日  
で、時間・場所は同じです。

## 奈良県立万葉文化館 からのお知らせ

### ＜展覧会＞

■特別展「生誕110年 佐藤太清展 水の心象」

佐藤太清が生涯にわたり多数描き出した「水」に関する作品に着目し、約70年の画業における「心象世界」を作品で展覧します。

### 【会期】

5月18日(土)～7月7日(日)

### 【観覧料】

一般 800円  
高校・大学生 500円  
小・中学生 300円

### 関連イベント

#### ●ミュージアムコンサート

太清絵画と音楽―絵画世界から生まれたファクションをまとつて―  
(無料・申込不要)

### 【日時】

6月9日(日)  
14時～15時30分(開場13時30分)

### 【出演者】

諸岡由美子氏(チェロ)  
岩崎宇紀氏(電子チェンバロ)  
【トークゲスト】

小淵暁子氏(デザイナー)  
安田晴美氏(美術史家・福知山)

市佐藤太清記念美術館顧問  
【定員】 150名(先着順)

### ＜講座＞

#### ■万葉集をよむ(無料)

「春の雑歌(ぞうか)③」(巻8・1432～1440番歌)「

### 【日時】

6月26日(水) 14時～15時30分

### 【講師】

中本和(当館主任研究員)

### 【定員】

150名(予定)  
会場参加は申込不要・オンライン視聴のみ要事前申込

### ＜イベント＞

#### 「にぎわいフェスタ万葉春」

6月9日(日)まで開催中

#### ■万葉タイムトリップラリー(無料)

【日時】 6月9日(日)  
10時30分～正午  
13時30分～15時

※詳しくはHPをご覧ください。

### 【問い合わせ】

奈良県立万葉文化館

☎54-11850



▲万葉文化館HP

### 【休館日】

月曜日(祝日の場合は翌平日)

### 【開館時間】

10時～17時30分(入館は17時まで)

## 地域計画策定地域を募集します

### 地域計画とは

地域の農地を適切に利用できるように、地域の皆さまで話し合いを重ねて、①地域農業の「将来のありかた」の計画書②1筆ごとに、現在の農地利用の状況を示した地図(現況地図)③1筆ごとに、10年後の農地利用の姿を示した地図(目標地図)を示したものです。

※地域の単位は、「集落単位」を想定しています。

地域での農業に関する様々な課題を解決するため、集落ごとに幅広い方々が参加する「話し合いの場」を設置し、地域の関係者が一体となった「地域計画」の作成を進めています。

【応募期間】 6月14日(金)まで

### 【応募方法】

観光農林推進課までご相談ください。

### 【問い合わせ】

観光農林推進課

☎54-9020